

国土交通省団体保険制度 ご加入のご案内

保険期間：2026年12月1日(午後4時)～2027年12月1日(午後4時)1年間



団体傷害保険
割引 40.15%

自転車保険
割引 33.5%

ゴルファー保険
割引最大 40.15%

団体疾病保険
割引 33.5%

本人介護保険
割引 33.5%

(傷害死亡・後遺障害保険料には、割引40.15%が適用されます。)

親介護保険
割引 33.5%

(傷害死亡・後遺障害保険料には、割引40.15%が適用されます。)

長期給与補償保険
割引 30.0%

10/20(火) 加入申込票請求締切

●「加入申込票」の請求はこちら ➡

★運輸福泉会ホームページからも加入申込票を
請求できます。



新規加入、内容変更、脱退を希望される方のみお手続きください。

加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今年度の募集においては前年の内容に応じたコース・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

上記二次元コードを読み取り、必要事項をご入力の上、10月20日(火)までにお申し出ください。

お申込みについての詳細は本パンフレット裏表紙をご覧ください。

「重要事項のご説明」・「健康状況告知書ご記入のご案内」を必ずお読みください。

商品ラインアップ

① 団体傷害保険

② 自転車保険

傷害入院保険金
傷害通院保険金
傷害死亡保険金
傷害後遺障害保険金
傷害手術保険金

③ 生活オプション

日常生活賠償保険金

国内示談交渉サービス付

携行品損害保険金

受託物賠償責任保険金

住宅内生活用動産保険金

借家人賠償責任保険金・修理費用保険金

救援者費用等保険金

キャンセル費用保険金

④ ゴルファー保険

ゴルファー賠償責任

ゴルファー傷害補償

(死亡・後遺障害/入院・通院)

ゴルファー用品

ホールインワン・アルバトロス費用

⑥ 本人介護保険・親介護保険

傷害後遺障害保険金

傷害死亡保険金

介護一時金

⑤ 団体疾病保険

疾病入院保険金

疾病手術保険金

疾病(退院後)通院保険金

疾病放射線治療保険金

三大疾病診断保険金

先進医療費用保険金

⑦ 長期給与補償保険

年代別ご加入例



20代

～独身の方向け～

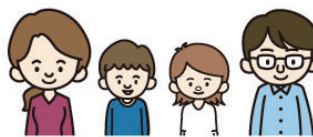
保険	コース名
団体傷害保険	P1
生活オプション	PS(日常生活賠償) PB(携行品損害、 受託物賠償責任)
団体疾病保険	本人(25才)：E1
合計 保険料 11,780円	



30代

～ご夫婦向け～

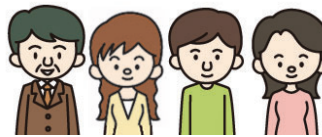
保険	コース名
団体傷害保険	W1
生活オプション	WS(日常生活賠償) WD(借家人賠償責任、 修理費用)
ゴルファー保険	夫：G2
長期給与補償保険	夫(32才)：1セット 2口
※長期給与補償保険は年払となりますので年払保険料の半額としています。 合計 保険料 16,872円	



40代

～ご家族向け～

保険	コース名
団体傷害保険	F1
生活オプション	FS(日常生活賠償) FC(住宅内生活用動産)
団体疾病保険	妻(41才)：E1
親介護保険	父(69才)：K
長期給与補償保険	夫(42才)：1セット 2口
※長期給与補償保険は年払となりますので年払保険料の半額としています。 合計 保険料 48,321円	



50代

～ご家族向け～

保険	コース名
団体傷害保険	F2
生活オプション	FS(日常生活賠償) FQ(救援者費用等、 キャンセル費用)
団体疾病保険	夫(52才)：E1 妻(51才)：E1
本人介護保険	夫(52才)：J 妻(51才)：J
合計 保険料 38,710円	

(天災危険補償特約、熱中症危険補償特約付)

1 団体傷害保険 (団体総合生活補償保険(標準型))

自転車事故を含む各種事故のケガを補償します。

★保険料は年2回分割払
★40.15%割引適用

病気は対象外となります。病気の補償をご希望の場合は、「団体疾病保険」にご加入ください。

保険金額と半年払保険料

家族型 (本人、配偶者、親族)

加入申込票の被保険者欄に、お一人ご記名いただければ、自動的にそのご家族*も被保険者の対象となるタイプです。

コース		ベーシックコース F1	スタンダードコース F2	デラックスコース F3
保険金額 (1名あたりの 補償額)	傷害死亡・後遺障害保険金額	234.7万円	389.8万円	566.0万円
	傷害入院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額の10倍の額 ② 入院中以外の手術の場合…傷害入院保険金日額の5倍の額		
	傷害通院保険金日額	1,500円	2,500円	4,000円
半年払保険料		12,690円	21,460円	33,130円

*被保険者の範囲は「重要事項のご説明」の「契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))」をご確認ください。

夫婦型 (本人、配偶者)

加入申込票の被保険者欄に、お一人ご記名いただければ、自動的にその配偶者も被保険者の対象となるタイプです。

コース		ベーシックコース W1	スタンダードコース W2	デラックスコース W3
保険金額 (1名あたりの 補償額)	傷害死亡・後遺障害保険金額	288.7万円	387.0万円	563.1万円
	傷害入院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額の10倍の額 ② 入院中以外の手術の場合…傷害入院保険金日額の5倍の額		
	傷害通院保険金日額	1,500円	2,500円	4,000円
半年払保険料		7,320円	11,460円	17,710円

個人型 (加入申込票の被保険者欄に記名の方)

加入申込票の被保険者欄に、お一人ずつ記名いただきご加入いただくタイプです。

コース		ベーシックコース P1	スタンダードコース P2	デラックスコース P3
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	374.4万円	568.6万円	835.9万円
	傷害入院保険金日額	2,500円	4,500円	7,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…傷害入院保険金日額の10倍の額 ② 入院中以外の手術の場合…傷害入院保険金日額の5倍の額		
	傷害通院保険金日額	1,500円	2,500円	4,000円
半年払保険料		4,300円	6,980円	10,740円

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

2 自転車保険 (団体総合生活補償保険(標準型)) (自転車搭乗中等のみ補償特約)

自転車事故(ご自身のケガ)のみを補償します。

★保険料は年2回分割払
★33.5%割引適用

他人への補償(日常生活賠償特約)はオプションです。次ページをご参照ください。

個人型 (加入申込票の被保険者欄に記名の方)

コース	補償の対象 となる方	保険金額				半年払保険料
		傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害手術保険金	傷害通院保険金日額	
傷害のみ コース P8	本人	950万円	7,500円	① 入院中に受けた手術の場合 …傷害入院保険金日額の10倍の額 ② 入院中以外の手術の場合 …傷害入院保険金日額の5倍の額	4,500円	1,180円

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

③ 生活オプション 5つのオプションから任意に選択できます。

★自転車保険のみご加入の方は、⑤日常生活賠償特約(個人型CYS)のみご加入いただけます。

★保険料は年2回分割払
★33.5%割引適用

団体傷害保険・自転車保険にご加入の方がご加入いただけます。

生活オプションの加入型は団体傷害保険の加入型によって決まります。

※オプション補償のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

⑤ 日常生活賠償特約

国内示談交渉サービス付

日本国内・外において本人またはそのご家族が、日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。(一部の補償は日本国内に限ります。)

保険金額と半年払保険料

加入型	日常生活賠償保険金額	半年払保険料
家族型 F S	1億円	550 円
夫婦型 W S		
個人型 P S		
個人型 CYS 【自転車保険ご加入の方】		

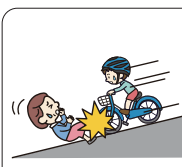
◎次のような場合に示談交渉を行います。

(詳細は「重要事項のご説明」の「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続き」をご参照ください。)

- ・日本国内で発生した賠償事故で、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られた場合(国外の事故は対象外)

◎自動車・オートバイの使用に起因する加害事故は除きます。

(自動車のドアの開け閉めによる賠償事故等はお支払いの対象になりません。)



自転車事故で他人に重大な障害を負わせた。



他人にケガを負わせた

代表的な例



洗面所で過って水をあふれさせてしまい、階下の他人の部屋を水びたしにしてしまった。



買い物中、過って商品を壊した。

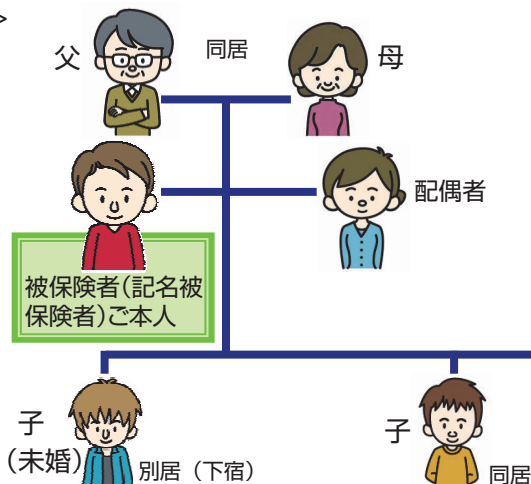
被保険者(補償の対象者)の範囲

加入申込票に「被保険者(記名被保険者)」として記名された方に加え、保険金支払事由発生時において次の関係の方が自動的に被保険者となります。(加入申込時ではございません。)家族型(FS)、夫婦型(WS)、個人型(PSおよびCYS)にかかわらず被保険者(補償の対象者)の範囲は同一です。

- 被保険者(記名被保険者)ご本人の配偶者
- 被保険者(記名被保険者)ご本人またはその配偶者と同居の親族(注)
- 被保険者(記名被保険者)ご本人またはその配偶者と同居の未婚の子
- 被保険者(記名被保険者)ご本人および上記の方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)

日常生活賠償の被保険者の範囲

<家族構成の例>



(注) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

*原則、本人(職員等)を被保険者(記名被保険者)本人としてご加入いただく必要があります。

*1被保険者について二重にセットすることはできません。

補償対象外

③外出中の身の回り品（携行品損害補償特約）、レンタル用品・預かり品（受託物賠償責任補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	保険金額		半年払保険料
	携行品損害	受託物賠償責任	
家族型 F B	10 万円 (免責金額：3,000 円)	10 万円	550円
夫婦型 W B	◎現金等の場合は1事故につき 5万円限度	(免責金額：5,000 円)	450円
個人型 P B			390円

★住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品について盗難・破損・火災などの事故により損害が発生した場合に補償します。(携行品損害)

★友人やレンタル業者等からの受託物に損害(損壊・紛失・盗難)が発生し、持ち主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。(受託物賠償責任)

④住宅内の家財（住宅内生活用動産補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	住宅内生活用動産保険金額	半年払保険料
家族型 F C	1,000 万円 (免責金額：3,000 円)	12,150円
夫婦型 W C	500 万円 (免責金額：3,000 円)	7,550円
個人型 P C	300 万円 (免責金額：3,000 円)	6,220円

★火災・爆発・盗難・破損・汚損等の偶然な事故により、住宅内において家財に損害が発生した場合に補償します(ただし、地震、噴火またはこれらを原因とする津波は対象外。)。家族型、夫婦型は被保険者(記名被保険者)本人以外の被保険者の住宅(単身赴任先や下宿先等)にある家財も補償します。(日本国内のみ)

◎①臨時費用 ②残存物取片付け費用 ③失火見舞費用についても補償します。

代表的な例



⑤火災・爆発などによる家主への賠償（借家人賠償責任補償特約・修理費用補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	保険金額		半年払保険料
	借家人賠償責任	修理費用	
家族型 F D	1,000 万円	300 万円 (免責金額：3,000 円)	1,570 円
夫婦型 W D			
個人型 P D			

★借家の失火等(火災・破裂・爆発)による損壊で家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害は借家人賠償責任にて補償します。被保険者が家主との契約に基づき自己の費用で修理した場合は修理費用にて補償します。(日本国内のみ)

代表的な例



⑥救援者の費用（救援者費用等補償特約）、キャンセル時の費用（キャンセル費用補償特約）

保険金額と半年払保険料

加入型	保険金額		半年払保険料
	救援者費用等	キャンセル費用	
家族型 F Q	500 万円	40 万円	1,580 円
夫婦型 W Q		(免責金額:1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)	830 円
個人型 P Q			420 円

★被保険者(救援対象者)が旅行先等で事故にあい、親族が現地に赴く費用等を負担された場合に補償します。(救援者費用等)

★ケガ・病気による入院などにより、特定のサービスを受けられなくなりホテルの違約金などのキャンセル費用を負担された場合に補償します。(キャンセル費用等)

代表的な例



4 ゴルファー保険 (団体総合生活補償保険)

★保険料は年2回分割払
★最大40.15%割引適用

ゴルフ中の事故を補償します。

保険金額と半年払保険料

G1 (半年払保険料1,410円)、G2 (半年払保険料2,480円)、G3 (半年払保険料4,070円) の3種類があります。

コース名	ベーシックコース G1	スタンダードコース G2 おすすめ!	デラックスコース G3
ゴルファー賠償責任保険金額※1	1 億円	1 億円	1 億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	200 万円	300 万円	700 万円
傷害入院保険金日額※2	3,000 円	4,000 円	9,000 円
傷害通院保険金日額	2,000 円	3,000 円	6,000 円
ゴルフ用品保険金額※1	10 万円	20 万円	30 万円
ホールインワン・ アルバトロス費用保険金額※1	15 万円	30 万円	50 万円
半年払保険料 (年2回)	1,410 円	2,480 円	4,070 円

※1 免責金額はありません。

※2 傷害手術保険金対象外特約がセットされているため、傷害手術保険金の補償はありません。

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は「重要事項のご説明」の「保険金の種類と補償内容」をご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

補償内容

ゴルファー 賠償責任補償

ゴルフのプレー中に他人に損害を与えたとき

(例)

ゴルフ場のティーイングエリアでまわりを確認しないで素振りしたら、他のプレーヤーに当たってケガをさせた。など



ゴルファー傷害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

(例)

ゴルフ場でプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。など



ゴルフ用品補償

ゴルフ場やゴルフ練習場で、ゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブを損傷されたとき

(例)

ゴルフ場でプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった。など



ホールインワン・ アルバトロス費用補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき

(例)

日本国内で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成し、そのための祝賀会や記念品購入等の費用がかかった。



団体傷害保険では補償されない病気による入院等を補償します。

★ケガは対象外となります。ケガの補償をご希望の場合は、「団体傷害保険」にご加入ください。

保険金額と半年払保険料

【個人型】（記名したご本人のみが補償の対象となります。）

コース	ベーシックコース E1	スタンダードコース E2	デラックスコース E3	スペシャルコース E4
疾病入院保険金日額	2,500 円	4,500 円	7,000 円	10,000 円
疾病手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合…疾病入院保険金日額の10倍の額 ② 入院中以外の手術の場合…疾病入院保険金日額の 5 倍の額			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍の額			
疾病（退院後）通院 保険金日額 ^{注1}	1,500 円	2,500 円	4,000 円	6,000 円
三大疾病診断 保険金額	20 万円	30 万円	40 万円	50 万円
先進医療費用保険金額	1,000 万円			

半年払保険料 ^{注2・注3}				
コース	ベーシックコース E1	スタンダードコース E2	デラックスコース E3	スペシャルコース E4
1才～69才	6,540 円	10,740 円	15,780 円	21,600 円
70才～74才	22,020 円	36,840 円	54,660 円	75,600 円
75才～79才	31,740 円	54,180 円	81,780 円	114,420 円

（注1）入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払い対象外となります。

（注2）保険料は実際の加入年齢分布に応じて毎年加重平均を行っているため、前年と保険料が変更となる場合がありますのでご了承ください。特に自動継続の方はご注意ください（既加入の方は特に変更・脱退等のお申し出がない場合、前年ご加入の内容に応じたコースでの自動継続加入となります。）。

（注3）前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

（注4）年齢は保険始期日時時点の満年齢とします。

団体疾病保険の6つの特長

1 「日帰り入院」から
保険金をお支払いします。
短期の入院でもお役に立ちます。

2 「退院後の通院」と「三大疾病
（がん、脳卒中、急性心筋梗塞）
による一時金」もセットされた
「医療補償」です。

3 加入手続きは簡単。
医師の診査は必要ありません。
健康状況についての簡単な自己告知
をいただくだけです。

4 割引33.5%が適用されて
います。

5 毎年自動的に更新されます。
保険期間は1年間です。特にお申し出
のない場合、前年ご加入の内容に応じ
たコースで自動的に更新しますので、
ご継続を忘れる心配がありません。

6 ご家族も加入できます。



健康状況等の告知方法について

<健康状況等の告知方法について>

●新規加入の場合：団体疾病保険のご加入にあたりましては、健康に関する告知によりご加入の可否について判断させていただきます。つきましては「健康状況告知書質問事項」に基づき、「[国土交通省団体保険制度加入申込票](#)」の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

●既加入の方で保険金額等が増加する「コース」変更をする場合（例：ベーシックコース→スタンダードコース）、再告知が必要となりますので、「[国土交通省団体保険制度加入申込票](#)」の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。（告知の内容によってはご加入できない場合があります。）

●継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群（*）については、保険金をお支払いしません。

（*）お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

●ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細は「健康状況告知書ご記入のご案内」をご参照ください。

6 本人介護保険 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

★保険料は年2回分割払
★33.5%割引適用※
※死亡・後遺障害は40.15%

本人介護一時金【介護一時金支払特約】

- 被保険者ご本人が次の要介護状態となり、30日を超えて継続した場合、本人介護一時金の全額をお支払します。
 - ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
 - ・上記以外で特約所定の状態に該当した場合
- 介護のために一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

保険金額と半年払保険料

Jコース		
保険金額	介護一時金額	傷害死亡・後遺障害保険金額(被保険者)
	300万円	100万円
半年払保険料	被保険者の年齢	被保険者1名あたり
	40～44才	550円
	45～49才	700円
	50～54才	1,020円
	55～59才	1,820円
	60～64才	3,590円
	65～69才	7,900円
	70～74才	17,340円
	75～79才	38,080円
	80～84才	97,840円

- 年齢は保険始期日時点の満年齢とします。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



6 親介護保険 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

★保険料は年2回分割払
★33.5%割引適用※
※死亡・後遺障害は40.15%

親介護一時金【親介護一時金支払特約】

- 特約被保険者(親)が次の要介護状態になり30日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額をお支払します。
 - ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
 - ・上記以外で引受保険会社所定の状態に該当した場合
- 介護のために一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

保険金額と半年払保険料

Kコース		
保険金額	介護一時金額	傷害死亡・後遺障害保険金額(被保険者)
	300万円	100万円
半年払保険料	親御様の年齢	親御様(特約被保険者)1名あたり
	40～44才	120円
	45～49才	270円
	50～54才	590円
	55～59才	1,390円
	60～64才	3,160円
	65～69才	7,470円
	70～74才	16,910円
	75～79才	37,650円
	80～84才	97,410円

430円

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 年齢は保険始期日時点の親御様の満年齢とします。
- 特約被保険者となれる親御様の範囲は「重要事項のご説明」の「契約概要のご説明(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))」をご確認ください。
- 傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者ご本人が補償の対象となります。



備えがあれば
大丈夫!!

本人介護保険・親介護保険の特徴

- 1 要介護2以上の状態から補償されます。
- 2 満84才までご加入いただけます。
- 3 加入手続きは簡単。医師の診査は必要ありません。健康状況告知書に告知いただくだけです。
- 4 割引33.5%が適用されています。
※傷害死亡・後遺障害保険料には、割引40.15%が適用されます。
- 5 毎年自動的に更新されます。
保険期間は1年間です。特にお申し出のない場合、前年ご加入の内容に応じたコースで自動的に更新しますので、ご継続を忘れる心配がありません。
【注】保険始期日時時点で満85才となった場合には、自動継続となりません。
- 6 被保険者ご本人のケガ（傷害死亡・後遺障害保険金）の補償もセットされています。

健康状況の告知方法について

<健康状況の告知方法について>

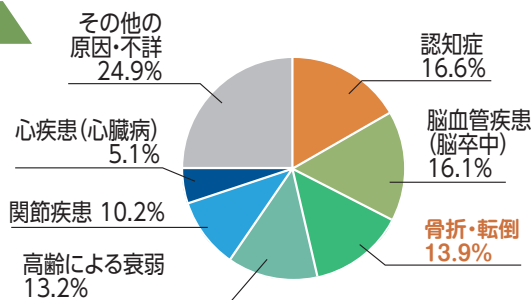
介護保険のご加入にあたりましては、健康に関する告知によりご加入の可否について判断させていただきます。

つきましては「健康状況告知書質問事項」に基づき、「国土交通省団体保険制度加入申込票」の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

要介護状態になる原因は？

介護が必要になった原因

**骨折・転倒で
要介護状態に
なることも…**



介護が必要となった主な原因のトップ3は、「認知症」「脳血管疾患（脳卒中）」「骨折・転倒」であり、突然、要介護状態になることもあります。原因は加齢によるものだけではありません。



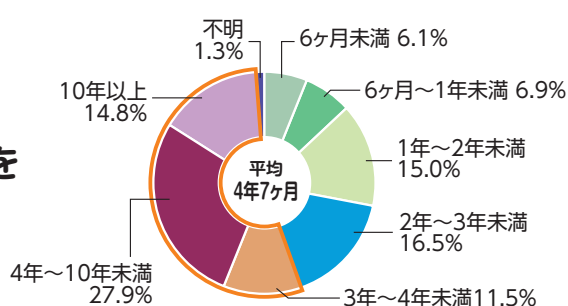
厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年から作成

介護にかかる期間・費用は？

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護期間の割合

**3年以上が
約5割以上を
占めます**



介護にかかる費用

- 一時的にかかる費用（介護用ベッドの購入など） 平均 **47万円**
- 毎月かかる費用 平均 **9万円**

例えば (一時費用) 47万円 + (月々の費用) 9万円 × 4年7か月 = **542万円**

公益財団法人生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査」から作成

～24時間365日ご利用できます～
保険金請求方法のご案内

(注) お手続きには**証券番号**が必要です。お手元に加入者証を用意してお客さまの証券番号をご確認ください。

電話 「三井住友海上事故受付センター」へ直接ご連絡する場合

24時間365日事故受付サービス
事故受付センター

0120-258-189 (無料) へ

WEB インターネットでご連絡する場合

インターネットで「三井住友海上インターネットからの事故のご連絡」を検索し、事故連絡をしてください。

URL : <https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>

手続きはスマートフォンで簡単にアクセス！ 二次元コードから簡単にご利用できます。



① 「すぐにWEBから事故の連絡をする」 ボタンを押してください。

24時間365日、連絡受付

インターネットからの事故のご連絡

事故・災害の被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。事故のご連絡は、現場での対応が落ち着かれてから行ってください。

個人のお客さま

待ち時間なく短時間で簡単入力！
すぐにWebから事故の連絡をする

一部の入力を省略して連絡が可能！
ご契約者さま専用ページ

② 注意事項の同意のチェックをして、「自動車保険以外」のボタンを押してください。

事故のご連絡

このたびの事故につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

☒ 上記内容について同意しました

該当のボタンを押して、入力画面に進んでください。
※60分間操作がない場合エラーとなります。またブラウザの「戻る」「進む」ボタンにより操作を行った場合や、ブラウザの「更新」「再読み込み」を行った場合、エラーとなります。

自動車保険

自動車保険に関する「よくあるお問い合わせ」

自動車保険

火災保険、傷害・疾病保険、海外旅行保険、賠償責任保険、ゴルフ保険等

よくあるお問い合わせ

自動車保険以外

③ 事故受付画面でそれぞれの項目に沿って入力してください。「契約形態」は「お勤めの先・学校等での契約」を選択し、加入団体名に「一般財団法人 運輸振興協会」を入力してください。

ご契約内容について教えてください

契約形態

必須

☐ 個人・法人の契約

☒ お勤め先・学校等での契約

※個人・法人の契約／お勤め先・学校等での契約の両方がある場合は、お勤め先・学校等での契約を選択していただき、個人・法人の契約は後掲の他の保険契約の項目に入力してください。

お勤め先・学校等での契約を選択

証券番号

必須

(半角英数字)

加入者番号

必須

(半角)

加入団体名(契約者名)

必須

一般財団法人 運輸振興協会

お申込みについて

- ① **新規加入、内容変更、脱退を希望される方**は、本パンフレット表紙に掲載の二次元コードを読み取り、必要事項をご入力の上10月20日(火)までに加入申込票をご請求ください。加入申込票がお手元に届きましたら10月30日(金)までに同封の返信用封筒にてご提出ください。
- ② **本団体保険は自動継続となっております**。既加入者の方については変更や脱退のお申し出がない場合、前年のご加入内容に応じたコース・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。現在の加入内容をご確認ください。
*年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となります。
*ご加入のコースにより設定保険金額および保険料が変更されている場合がありますのでパンフレットをご確認ください。
- ③ 半年払の1回目保険料は2027年1月12日、2回目保険料は2027年7月12日にご登録の口座から引落としになります。長期給与補償保険は年払(一括)のため保険料は2027年1月12日に引落としとなります。

【お申込時の注意事項】

- ・「団体傷害保険」に同一被保険者で複数コースにご加入の場合は、死亡・後遺障害保険金額5,000万、傷害入院保険金日額1,5000円、傷害通院保険金日額10,000円を超えない組み合わせにしてください。
- ・「団体疾病保険」は同一被保険者では複数コースにご加入できません。

お申込み後のご注意点

- ① **保険期間中の中途加入・脱退・変更は原則できません。更新時期にお申し出ください。**
ただし、長期給与補償保険は保険期間中に国土交通省を退職すると資格喪失となるため中途脱退の手続きを行いますので、すみやかにご連絡ください。
- ② 異動または退職の場合はその旨ご通知ください。
- ③ ご加入後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ④ 保険料の引落としができないと保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

「重要事項のご説明」を必ずあわせてご覧ください

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、下記二次元コードのリンク先に掲載の『団体総合生活補償保険(標準型・MS&AD型)「重要事項のご説明」』にてご案内しています。

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。

また、団体疾病保険・本人介護保険・親介護保険・長期給与補償保険(団体長期障害所得補償保険)ご加入時の健康状況告知書ご記入の際は、『健康状況告知書ご記入のご案内』をご確認ください。

※PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



重要事項のご説明



健康状況告知書ご記入のご案内

- 保険契約者 一般財団法人 運輸振興協会
- 代理店・扱者 株式会社 運輸福泉会
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 (海事センタービル)
TEL : 03-3221-8434 FAX : 03-3221-8435
- 引受保険会社(幹事会社)
三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課